3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町三越字薄井谷一〇六七から一〇七二まで、一〇七二の一、一〇七三の一、一〇七三の二、一〇七四から一〇七八まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字薄井谷一〇七四・一〇七七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市中辺路町近露字穴口一三・一六の一三・一六の二一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市和田字滝尻七一一の一、八四六の一、字田ノ上七四〇、七四一、七四六から七四八まで、七四八の一、八四七から八四九まで、八五一の一（次の図に示す部分に限る。）、八七七、字大内谷八四四の一、八四五の一、八四五の三、八四五の六、八四五の八、八四五の一一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年九月十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字久原字寺谷九四一・九四二の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　解除の理由　林道用地とするため

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字久原字寺谷九四二の四一から九四二の五一まで・九四二の五五から九四二の五七まで、九四二の六二から九四二の六四まで・九四二の六七・九四二の七〇から九四二の七二まで・九四二の一四〇・九四二の一四二・九四二の一四六（以上二四筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年九月十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町下津川字岡成一〇一九の一、一〇一九の四から一〇一九の二〇まで、一〇一九の二二から一〇一九の二九まで、一〇一九の三二、一〇一九の三三、字水無一〇二〇の一、一〇二〇の一〇から一〇二〇の一三まで、一〇二〇の一八から一〇二〇の二四まで、一〇二〇の二六、一〇二〇の二七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年九月十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県英田郡西粟倉村大字影石字古林一八二五の一から一八二五の三まで、一八二六の一、一八二六の二、一八二七の一から一八二七の六まで、字杉谷一八二九の一から一八二九の七まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年九月十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県大村市中岳町四八六・四九九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四七一から四七四まで、四七五の一、四七五の二、四七六、四七八から四八二まで、四八三の一、四八三の二、四八四の一、四八四の二、四八五、四八六の二、四八七、四九五の一から四九五の三まで、四九六、四九七の一、四九八の二、四九八の三、四九九の一、四九九の三から四九九の六まで、五〇〇の一から五〇〇の六まで、五〇一の一から五〇一の三まで、五〇二の一から五〇二の九まで、五〇三、五〇三の二、五〇四、